法　律

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年五月二十六日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第四十四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章　総務省関係（第一条・第二条）
第二章　厚生労働省関係（第三条）
第三章　農林水産省関係（第四条・第五条）
第四章　国土交通省関係（第六条―第九条）
附則

第一章　総務省関係

（地方自治法の一部改正）

第一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百六十条の二第一項中「のための不動産又は不動産に関する権利等を保有する」を「を円滑に行う」に改め、同条第十三項中「及び第十項」を「及び同項」に改める。

別表第一建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の項を削り、同表宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の項中「、第十四条及び第七十八条の三」を「及び第十四条」に改め、「第八条、第十条及び第十四条の規定により処理することとされているものについては、」を削り、同表不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の項中「第二十三条第一項（国土交通大臣への経由に関する事務に係る部分に限る。）」、「及び第三項」及び「、第二十七条第三項、第二十九条第二項並びに第三十一条第一項（国土交通大臣から送付を受けた書類の公衆の閲覧に関する事務に係る部分に限る。）」を削り、同表積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）の項中「、第十六条及び第五十四条の二」を「及び第十六条」に改め、「第十二条、第十三条及び第十六条の規定により処理することとされているものについては、」を削る。

（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正）

第二条　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「とする」の下に「。次号において同じ」を加え、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　住民基本台帳法第二十四条の規定に基づく同条の届出の受付及び当該届出に係る同法第二十二条第二項に規定する文書の引渡し

第二条に次の一号を加える。

九　市町村長が登録した印鑑に係る登録の廃止の申請の受付

第二章　厚生労働省関係

（介護保険法の一部改正）

第三条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第七十八条の四第三項第三号中「小規模多機能型居宅介護及び」を削る。

第百十五条の十四第三項第三号中「介護予防小規模多機能型居宅介護及び」を削る。

第三章　農林水産省関係

（中小漁業融資保証法の一部改正）

第四条　中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項を次のように改める。

3　この法律で「漁業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう。

一　漁業近代化資金（漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項に規定する漁業近代化資金をいう。以下同じ。）

二　沿岸漁業改善資金（沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第二項に規定する経営等改善資金、同条第三項に規定する生活改善資金及び同条第四項に規定する青年漁業者等養成確保資金をいう。以下同じ。）

三　漁業近代化資金及び沿岸漁業改善資金以外の資金であつて、中小漁業者等の事業又は生活に必要なもののうち、漁業又は水産加工業の経営の改善に資するものとして主務大臣が指定するもの

第四条第一項第一号中「ロに」を「ハに」に改め、同号ロ中「イに」を「イ及びロに」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　沿岸漁業改善資金

第四十四条の二第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第四条第一項第一号ロ」を「第四条第一項第一号ハ」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　沿岸漁業改善資金に係る債務の保証の業務

第七十六条の二（見出しを含む。）及び第七十七条中「改善資金」を「漁業経営改善資金」に改める。

（沿岸漁業改善資金助成法の一部改正）

第五条　沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「青年漁業者等養成確保資金」の下に「（これらの資金の貸付けを行う融資機関に対する当該貸付けに必要な資金を含む。）」を加える。

第二条第二項中「とは、」の下に「経営等改善措置（」を加え、「。以下同じ」を削り、「導入に」を「導入を行うことをいう。以下同じ。）を実施するのに」に改め、同条第三項中「とは、」の下に「生活改善措置（」を加え、「導入に」を「導入を行うことをいう。以下同じ。）を実施するのに」に改め、同条第四項中「とは、」の下に「青年漁業者等養成確保措置（」を加え、「の実地の習得」を「を実地に習得すること」に改め、「形成する」の下に「ことをいう。以下同じ。）を実施する」を加える。

第三条第二項中「前項ただし書」を「第一項ただし書（前項において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　政府は、前項に規定する場合のほか、都道府県が、この法律の定めるところにより沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付けの業務を行う次に掲げる者（以下「融資機関」という。）に対し、当該業務に必要な資金の全部を貸し付け